

青森県報

第二千二百九十四号

平成十六年
二月二十七日
(金曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

生活保護法による医療機関の指定……………

結核予防法による医療機関の指定……………

保安林の指定解除予定……………

右 同……………

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………

肥料登録の有効期間の更新……………

地籍調査の成果の認証……………

県営土地改良事業計画変更の決定……………

都市計画公聴会の開催……………

右 同……………

建設業者の許可の取消し……………

公安委員会……………

型式の検定適合遊技機……………

(青少年
男女共同
参画課) …… 一

(健康福祉
政策課) …… 一

(同) …… 二

(健康医療課) …… 二

(林政課) …… 二

(同) …… 二

(文化・スポ
ーツ振興課) …… 三

(構造政策課) …… 三

(農村整備課) …… 三

(同) …… 四

(都市計画課) …… 四

(同) …… 六

(弘前県土
整備事務所) …… 八

(生活安全
企画課) …… 八

告 示

青森県告示第百二十一号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発 行 者 (製作者)名	該 当 条 項
二六三	書籍	ビデオボーイ 三月号	英知出版	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六三		Kissui VOL.4 すつぴん三月号増刊		
二六三		別冊GON! 三月号	ミリオン出版	
二六四		ウオーA組 マガジンWoooo!三月号	マガジン・マ ガジン	
二六五		BOY Sピアス 三月号		
二六六		コミックまあるまん 三月号	ぶんか社	
二六七		激撮BUBKAAアイドルズ BUBKAA二月号増刊	コアマガジン	
二六八		チェイサー 三月号	メディアアック	
二六九		月刊コール 二月号	ノースアドブ ランニング	

青森県告示第百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
千田医院	むつ市小川町二丁目四の一〇	平成一五・三・二四
高田中央薬局	青森市大字高田字川瀬二九五	一六・一・三

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
千田医院	むつ市小川町二丁目一〇の一	平成一五・三・二五
高田中央薬局	青森市大字高田字川瀬三二六の四	一六・二・一

青森県告示第百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
緑の森薬局石川	弘前市大字石川字春仕内九七の五	平成一六・一・二九
緑の森薬局取上	弘前市大字取上二丁目一の七	" "
緑の森薬局城西	弘前市大字南城西二丁目二の二一四	" "
緑の森薬局城東	弘前市大字城東二丁目一の二	" "

青森県告示第百二十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
三戸郡三戸町大字泉山字矢吹沢七七の四（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
三戸郡名川町大字高瀬字南沢山六の二八四、六の二八七
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十六年二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぬくもりの会
- 三 代表者の氏名
木村 泰造
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市類家四丁目二の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市及び周辺市町村を対象とし、障がい者に対して福祉に関する相談並びに情報の収集、提供、社会教育の推進を図る活動を行うと共に、地域住民との交流の場を設定することによって、福祉の心の輪を広げ、もって地域福祉の増

進に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成十六年二月十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二七一号	肥料の種類 炭酸カルシ ウム肥料	肥料の名称 一〇・〇苦 土炭酸カル シウム肥料	保証成分量 (パーセント) アルカリ 五・〇 一〇・〇 く溶性苦土	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 八戸炭酸カル シウム工業株 式会社 三戸郡階上町 大字角柄折字 柳平二八の六
青森県第 二七二号	炭酸カルシ ウム肥料	六・〇苦土 炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ 五・〇 六・〇 く溶性苦土	公定規格 のとおり	

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名 青森市	大字名 鶴ヶ坂	小字名 川合 田川の一部
-------------	------------	--------------------

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、横浜地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

横浜町役場

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、六戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画公聴会規則（昭和四十五年二月青森県規則第九号）第三条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成十六年三月十五日 午前十時から

二 開催の場所

上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地六〇 六戸町役場 二階大会議室

三 案件

六戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、六戸町及び下田町の区域内に住所を有する者とする。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出しなければならない。

3 書面の提出期限

平成十六年三月十日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土木整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

六戸町企画財政課 上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地六

下田町建設課 上北郡下田町字中下田一三五の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

六戸都市計画道路の変更 (青森県決定)

1 都市計画道路に1・3・1号下田六戸線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経由地		延 長 m	構造 形式	車線 の数	幅 員 m	
自動車専用道路	1・3・1	下田六戸線	下田町 字上久保	六戸町 大字犬落瀬 字木越	下田町 字古間木 六戸町 大字犬落瀬 字堀切沢 字柳沢 字下淋代 字上淋代	約 8,330m		4車線	23.5		
	構造形式の内訳		下田町 字上久保	六戸町 大字犬落瀬 字堀切沢		約 1,040m	高上式		23.5		
			六戸町 大字犬落瀬 字堀切沢	六戸町 大字犬落瀬 字堀切沢		約 1,420m	地表式		23.5		
			六戸町 大字犬落瀬 字堀切沢	六戸町 大字犬落瀬 字柳沢		約 1,880m	高上式		23.5		
			六戸町 大字犬落瀬 字柳沢	六戸町 大字犬落瀬 字根古橋		約 800m	堀割式		23.5		
			六戸町 大字犬落瀬 字根古橋	六戸町 大字犬落瀬 字四木		約 400m	高上式		23.5		
			六戸町 大字犬落瀬 字四木	六戸町 大字犬落瀬 字上淋代		約 2,340m	堀割式		23.5		
			六戸町 大字犬落瀬 字上淋代	六戸町 大字犬落瀬 字木越		約 450m	高上式		23.5		上北天間林 線に接続
なお、下田町字上久保地内に出口1箇所・入口1箇所、 六戸町大字犬落瀬字堀切沢に出口1箇所・入口1箇所、 六戸町大字犬落瀬字下淋代に出口1箇所・入口1箇所を設ける。											

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用及び将来交通需要を勘案して街路網を検討した結果、本案のように自動車専用道路の追加を行い、より高度な都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課、下田町建設課

2 閲覧期間

平成十六年二月二十七日から同年三月十二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

七 公聴会に関する問い合わせ等

公聴会に関する問い合わせ等は、青森県県土整備部都市計画課(電話 一七七

三四 九六八)・六戸町企画財政課(電話 一七六 五五 三一一 内線二二二)・

下田町建設課(電話 一七八 五六 二一一 内線二八六)にすること。

別記様式

公 述 申 出 書

六戸都市計画区域の道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住所 氏名 年齢 職業

印 鑑

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、上北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画公聴会規則(昭和四十五年二月青森県規則第九号)第三条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成十六年三月十五日 午後二時から

二 開催の場所

上北郡上北町大字上野字上野一九一の一五 上北町民文化センター 二階会議室

三 案件

上北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」といふ。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、十和田市、上北町及び天間林村の区域内に住所を有する者とする。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出しなければならない。

3 書面の提出期限

平成十六年三月十日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

十和田市建設部都市整備建築課 十和田市西十二番町六の一

上北町企画課 上北郡上北町中央南四丁目三二の四八四

天間林村企画室 上北郡天間林村大字天間館字森ノ上一三二の四

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

上北都市計画道路の変更 (青森県決定)

1 都市計画道路に1・3・1号上北天間林線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経由地		延 長 m	構造 形式	車線 の数	幅 員 m	
自動車専用道路	1・3・1	上北天間林線	上北町 大字大浦 字大沢	天間林村 大字天間館 字後平	上北町 大字大浦 字南平 字東道ノ上 字外久根 天間林村 大字附田 字附田川目 大字天間館 字寺沢前 字猪ノ鼻	約17,670m		4車線	23.5		
			上北町 大字大浦 字大沢	上北町 大字大浦 字大沢		約 170m	高上式		23.5		下田六戸線 に接続
			上北町 大字大浦 字大沢	上北町 大字大浦 字東道ノ上		約 2,820m	掘割式		23.5		
			上北町 大字大浦 字東道ノ上	上北町 大字大浦 字山ノ外		約 660m	高上式		23.5		
			上北町 大字大浦 字山ノ外	上北町 大字大浦 字山ノ外		約 680m	堀割式		23.5		
			上北町 大字大浦 字山ノ外	上北町 大字大浦 字下モ平		約 1,580m	高上式		23.5		
			上北町 大字大浦 字下モ平	上北町 大字上野 字手長		約 840m	掘割式		23.5		
			上北町 大字上野 字手長	上北町 大字大浦 字中渡		約 980m	高上式		23.5		
			上北町 大字大浦 字中渡	天間林村 大字附田 字附田向		約 1,140m	地表式		23.5		
			天間林村 大字附田 字附田向	天間林村 大字附田 字附田川目		約 1,060m	高上式		23.5		
			天間林村 大字附田 字附田川目	天間林村 大字天間館 字猪ノ鼻		約 3,060m	地表式		23.5		
			天間林村 大字天間館 字猪ノ鼻	天間林村 大字天間館 字卒古沢		約 1,740m	高上式		23.5		
			天間林村 大字天間館 字卒古沢	天間林村 大字天間館 字後平		約 680m	地表式		23.5		
			天間林村 大字天間館 字後平	天間林村 大字天間館 字後平		約 2,260m	高上式		23.5		
なお、上北町大字大浦字南家ノ裏地内に出口1箇所・入口1箇所、 上北町大字上野字大長根に出口1箇所・入口1箇所、 天間林村大字附田字附田向に出口1箇所・入口1箇所、 天間林村大字天間館字後平に出口1箇所・入口1箇所を設ける。											

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用及び将来交通需要を勘案して街路網を検討した結果、本案のように自動車専用道路の追加を行い、より高度な都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課 十和田市建設部都市整備建築課 上北町企画課
天間林村企画室

2 閲覧期間

平成十六年二月二十七日から同年三月十二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

七 公聴会に関する問い合わせ等

公聴会に関する問い合わせ等は、青森県国土整備部都市計画課（電話 一七七一
三四 九六八二）、十和田市建設部都市整備建築課（電話 一七六 二二三 五一
一内線三六三）、上北町企画課（電話 一七六 五六 三一一内線二二三）、天間
林村企画室（電話 一七六 六八 二二一七内線三一一）にすること。

別記様式

公 送 申 出 書

上北都市計画区域の道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

意見の要旨及びその理由

公送申出人
住所 氏名 年齢 職業

印 蔵

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 花田組

二 氏名 花田 岩雄

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字下十川字扇田二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一五一五五号

五 取消年月日 平成十六年二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年二月二十七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR花満開極VS	株式会社ソフィア
"	CR花満開極GS	"
"	CR花満開極X	"
"	CRレレレにおまかせ!	株式会社大一商会
"	レレレにおまかせ!EX	"
"	CR純次HR10	マルホン工業株式会社
"	CRアクアパラダイスGP	株式会社三共
"	アクアパラダイスDX	"
"	CRファイバークリームゾンファイ AG30	"
"	CR暴れん坊將軍W	株式会社藤商事
"	CR暴れん坊將軍R1	"
アレンジボール 遊技機	CRバーニングラッシュ	"
回胴式遊技機	メンソール	株式会社エマ

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭